

宇都宮市国民保護計画（変更案）の新旧対照表

現行	変更案	変更内容	頁
<p>第1章 総論</p> <p>第3節 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務</p> <p style="text-align: center;">日本郵便株式会社</p>	<p>第1章 総論</p> <p>第3節 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務</p> <p style="text-align: center;"><u>郵便事業を営む者</u></p>	表現の変更	7
<p>第2章 平素からの備えや予防</p> <p>第1節 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(6) <u>(新規)</u></p> <p>3 安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は，避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して，武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）<u>第2条</u>に規定する様式<u>第3号</u>の安否情報報告書の様式により，県に報告する。</p>	<p>第2章 平素からの備えや予防</p> <p>第1節 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(6) <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備・活用</u></p> <p><u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備・活用する。</u></p> <p>3 安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市が<u>収集する</u>避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり，市が<u>県に</u>安否情報を報告する様式は，武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）<u>第1条</u>に規定する様式<u>第1号及び第2号</u>の安否情報報告書である。</p>	伝達手段の具体例を追記	31
<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は，近隣市町，県，国等関係機関と共同する等して，国民保護措置についての訓練を実施し，武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては，具体的な事態を想定し，防災訓練におけるシナリオ作成等，既存のノウハウを活用するとともに，県警察，自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は，近隣市町，県，国等関係機関と共同する等して，国民保護措置についての訓練を実施し，武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては，具体的な事態を想定し，防災訓練におけるシナリオ作成等，既存のノウハウを活用するとともに，県警察，自衛隊等との連携による，NBC攻撃等により発生す</p>	様式変更に伴う修正	32
<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は，近隣市町，県，国等関係機関と共同する等して，国民保護措置についての訓練を実施し，武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては，具体的な事態を想定し，防災訓練におけるシナリオ作成等，既存のノウハウを活用するとともに，県警察，自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は，近隣市町，県，国等関係機関と共同する等して，国民保護措置についての訓練を実施し，武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては，具体的な事態を想定し，防災訓練におけるシナリオ作成等，既存のノウハウを活用するとともに，県警察，自衛隊等との連携による，NBC攻撃等により発生す</p>	訓練の具体例の明示	34

	<p><u>る武力攻撃災害への対応訓練，広域にわたる避難訓練，地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について，人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに，実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>		
<p>第2節 避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は，迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう，住宅地図，道路網のリスト，避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は，県が行う避難施設の指定に際しては，必要な情報を提供する等県に協力する。</p> <p>市は，県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により，県と共有するとともに，県と連携して住民に周知する。</p>	<p>第2節 避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>市は，迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう，住宅地図，道路網のリスト，避難施設のリスト，<u>避難行動要支援者名簿</u>等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は，県が行う避難施設の指定に際しては，<u>施設の収容人数，構造，保有設備等</u>の必要な情報を提供する等県に協力する。</p> <p>市は，県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により，県と共有するとともに，県と連携して住民に周知する。</p>	<p>基礎的資料の具体例の明示</p> <p>県へ提供する情報の具体例の明示</p>	<p>36</p> <p>37</p>
<p>第4節 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p> <p>ア 市は，県から警報の内容の通知を受けた場合には，あらかじめ定められた伝達方法（伝達先，手段，伝達順位）により，速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団，自治会，社会福祉協議会，病院，学校等）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については，現在市が保有する伝達手段に基づき，原則として以下の要領により</p>	<p>第4節 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p> <p>ア 市は，<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)</u>、<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u> 等による<u>国からの情報</u>や県から警報の内容の通知を受けた場合には，あらかじめ定められた伝達方法（伝達先，手段，伝達順位）により，速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団，自治会，社会福祉協議会，病院，学校等）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については，<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u> と連携している情報伝達</p>	<p>伝達手段の具体例の明示</p> <p>伝達手段の具体例の明示</p>	<p>52</p> <p>52</p>

<p>行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 市は、警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮し、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p><u>手段など、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(3) 市は、警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮し、<u>具体的には、避難行動要支援者に広報車や登録制防災情報メール等により迅速に正しい情報を伝達し、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用し、避難等に備えられるような体制の整備に努める。</u></p>	<p>伝達手段の具体例の明示</p> <p>53</p> <p>伝達方法の具体例の明示</p> <p>53</p>
<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、援護班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、宇都宮市災害時要援護者対応マニュアルに基づき、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p><u>(6) 大規模集客施設等における避難</u></p> <p>市は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(7) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して<u>地区支援班を設置するほか、宇都宮市災害時要配慮者対応マニュアルに基づき、避難行動要支援者への連絡等を的確に行うものとする。</u></p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p>	<p>国による避難行動に関する啓発内容に合わせた修正</p> <p>57</p> <p>市災害時要配慮者対応マニュアルを反映</p> <p>57</p>

<p><u>弾道ミサイル攻撃の場合</u></p> <p>(1) <u>弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</u> <u>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。)</u></p>	<p><u>弾道ミサイル攻撃の場合</u></p> <p>(1) <u>弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内退避が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に退避させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</u> <u>また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。</u></p>	<p>国による避難行動に関する啓発内容に合わせた修正</p>	<p>58</p>
<p>第7節 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 2 武力攻撃原子力災害への対処 (2)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、市消防本部に、所要の措置を講ずるよう指示する。</p> <p>イ 市長は、市消防本部等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、<u>実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合</u>にあつては、その旨を原子力規制委員会及び国土交通大臣に通報する。</u></p>	<p>第7節 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 2 武力攻撃原子力災害への対処 (2)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。</u>）若しくは知事から通知を受けたときは、市消防局に、所要の措置を講ずるよう指示する。</p> <p>イ 市長は、市消防局等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p>	<p>国において所管行政機関が指定されたことに伴う修正</p>	<p>75</p>

<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(4)モニタリングの実施</u> <u>市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、宇都宮市地域防災計画（風水害・放射線等対策編）に定められた措置に準じた措置を講じる。</u></p>	<p>市地域防災計画（放射線対策計画）を反映</p>	<p>76</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(5)安定ヨウ素剤の配布</u> <u>市長は、安定ヨウ素剤の配布等については、宇都宮市地域防災計画（風水害・放射線等対策編）に定められた措置に準じた措置を講じる。</u></p>	<p>市地域防災計画（放射線対策計画）を反映</p>	<p>76</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(6)避難退避時検査及び簡易除染の実施</u> <u>市長は、避難の際の住民等に対する避難退避時検査及び簡易除染の実施については、宇都宮市地域防災計画（風水害・放射線等対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じる。</u></p>	<p>市地域防災計画（放射線対策計画）を反映</p>	<p>76</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(7)飲食物の摂取制限等</u> <u>市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、宇都宮市地域防災計画（風水害・放射線等対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じる。</u></p>	<p>市地域防災計画（放射線対策計画）を反映</p>	<p>76</p>
<p>第9節 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 市は、「宇都宮市地域防災計画」の定めに基づいて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第9節 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 市は、「宇都宮市地域防災計画」の定めに基づいて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>指針の変更に伴う修正</p>	<p>79</p>